



発行 東京都

目次

15

規則（人）

- 勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則……………一
- 公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則……………五

規則（人）

勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第七号

勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件についての措置の要求に関する規則（平成八年東京都人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條第一項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「不服申立規則」を「審査請求規則」に、「第四十五条」を「第四十九条」に、「第四十六条」を「第五十条」に、「第四十八条」

第五十一条（第四十七条及び第四十九条）を「第五十三条、第五十六条（第五十一条及

び第五十四条」に改め、「及び第五十七条」を「及び第六十二条」に、「第八条第二

項」を「第十一条第二項」に、「第五十一条中」を「第五十六条中」に、「第五十七

第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条第二項中「不服申立規則第二十三条第二

項、第二十六条、第二十七条、第三十四条、第四十五条」を「審査請求規則第二十六

第二項、第二十八条、第二十九条、第三十六条、第四十九条」に、「第四十六条」を

「第五十条」に、「第四十七条（」を「第五十一条（」に、「第四十八条及び第五

十一条（第四十九条）を「第五十二条、第五十三条及び第五十六条（第五十四条」に、

「第八条第二項」を「第十一条第二項」に、「第四十七条第一項」を「第五十一条第一

項」に、「第三十六条」を「第四十条」に、「第五十一条中「第四十七条」とあるのは

「第四十七条（第二項後段を除く。）」を「第五十六条中「第五十一条」とあるのは

「第五十一条（第二項後段を除く。）」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条を第二十四条とし、第十七条から第二十条までを三条ずつ繰り下げる。

第十六条第一項第三号中「第九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第四号

中「第十二条」を「第十五条」に改め、同項第五号中「第十三条第二項」を「第十六

条第二項」に改め、同項第六号中「第十三条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同

を第十九条とする。

第十五条を第十八条とし、第六条から第十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第五条の四中「第八条」を「第十一条」に、「第九条」を「第十二条」に改め、同

を第八条とする。

第五条の三を第七条とし、第五条の二を第六条とする。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第八号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成八年東京都人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

目次中「第十四条」を「第十六条」に、「第十五条―第十八条」を「第十七条―第二十号」に、「第十九条―第二十二号」を「第二十一号―第二十四号」に、「第二十三号―第三十五号」を「第二十五号―第三十九号」に、「第三十六号―第五十五号」を「第四十号―第六十号」に、「第五十六号―第五十九号」を「第六十一号―第六十四号」に、「第六十号―第六十二号」を「第六十五号―第六十七号」に、「第六十三号―第六十六号」を「第六十八号―第七十一号」に、「第六十七号―第七十一号」を「第七十二号―第七十六号」に、

「第三章 異議申立て（第七十二条）

第四章 補則（第七十三条・第七十四号）

「第三章 補則（第七十七条・第七十八号）」に改める。

第一条中「不服申立て」を「審査請求（以下「審査請求」という。）」に改める。

第二条第二号中「法第四十九条の二第一項の規定による審査請求（以下「審査請求」という。）」を「審査請求」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「第五条」を「前条」に改め、同条を第六条とする。

第七条の二を第七条とする。

第七十四条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を第七十八条とする。

第七十三条を第七十七条とする。

第三章を削り、第四章を第三章とする。

第七十一条を第二章第八節中第七十六条とし、第七十条を第七十五条とし、第六十九条を第七十四条とする。

第六十八条第一項第四号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第五

号中「第十条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第十一号中「第四十九条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同条を同項第十三号とし、同項第十号中「第四十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を同項第十二号とし、同項第九号中「第十七条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条を同項第十一号とし、同項第八号中「第十七条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を同項第十号とし、同項第七号中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を同項第九号とし、同項第六号中「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条を同項第八号とし、同項第五号の次の二号を加える。

六 第十三条第一項の書面

七 第十三条第二項の資料

第六十八条第二項中「第九号まで及び第十一号」を「第十一号まで及び第十三号」に改め、同条を第七十三条とする。

第六十七条を第七十二条とし、第六十六条を第七十一条とし、第六十五条を第七十条とする。

第六十四条中「終了したときは」を「終了した場合において」に改め、同条を第六十九条とする。

第六十三条を第六十八条とし、第六十二条を第六十七条とし、第六十一条を第六十六条とする。

第六十条第一項第三号中「第三十八条第二項」を「第四十二条第三項」に、「第四十一条」を「第四十五条」に改め、同項第四号中「第四十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第六十五条とする。

第五十九条中「第二十八条、第二十九条、第三十条第二項及び第三項、第三十一条、第三十五条並びに前節第二款（第三十七条、第四十七条（第五十一条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第二項を除く。）」を「第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十二条第二項及び第三項、第三十三条、第三十七条、第三十八条並びに前節第二款（第四十一条、第五十一条（第五十六条において準用する場合を含む。）及び第五十九条第二項を除く。）」に、「第二十八条第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条」を「第三十二条第二項及び第三項並びに第三十一条」に改め、同条を第三十一条とする。

三十三条」に、「第五十五条」を「第六十条」に、「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十八条を第六十三条とする。

第五十七条第四項中「当事者」を「当事者又は代理人」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十六条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、「、又は第二十五条の規定により口頭審理の請求を撤回したものとみなしたとき」を削り、同条を第六十一条とする。

第五十五条中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第六十条とする。

第五十四条を第五十九条とし、第五十三条を第五十八条とし、第五十二条を第五十七条とする。

第五十一条中「第四十五条」を「第四十九条」に、「第四十六条」を「第五十条」に、「第四十七条及び第四十九条」を「第五十一条、第五十二条及び第五十四条」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十条中「第三十八条第二項」を「第四十二条第三項」に改め、同条第三号中「第四十五条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第四十九条を第五十四条とし、第四十八条を第五十三条とする。

第四十七条第一項中「第三十六条」を「第四十条」に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(証人の遮への措置)

第五十二条 審査長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を執ることができる。

2 審査長は、前項の措置を執るに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第四十六条を第五十条とし、第四十五条を第四十九条とする。

第四十四条中「第三十八条第二項」を「第四十二条第三項」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十三条を第四十七条とする。

第四十二条中「第四十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第四十六条とする。

第四十一条を第四十五条とする。

第四十条第一項中「第三十八条第二項」を「第四十二条第三項」に改め、同条第二項中「第三十条第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十九条中「同条第二項」を「同条第三項」に、「第四十四条若しくは第五十条」を「第四十八条若しくは第五十五条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十八条第三項中「第三十条第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 処分者は、審査請求の対象となつてゐる処分を基礎づける証拠について、一括してかつ、速やかに申出をするよう努めなければならない。

第三十八条を第四十二条とする。

第三十七条中「第三十二条」を「第三十四条」に、「第三十三条」を「第三十五条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十六条を第四十条とし、第三十五条を第三十七条とし、第二章第四節第一款同条の次に次の二条を加える。

(審理の再開)

第三十八条 審査長は、終結した口頭審理を再開することができる。

(最終意見の陳述)

第三十九条 審査長は、口頭審理を終結させる場合において、当事者に最終意見を陳述する機会を与えるものとする。審査が併合された口頭審理の一部について審理を終結させる場合においても同様とする。

2 前項の場合において、当事者の申出があるときは、審査長は、相当の期間を置いた

提出期限を定めて、最終意見を書面により提出する機会を与えることができる。この場合において、当事者がその期限までにその書面を提出しないときは、その機会を放棄したものとみなす。

3 第三十二条第二項及び第三項の規定は、前項の書面について準用する。

第三十四条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第一項中「その指揮に従わない者の発言を禁止する」を「発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当地でない場合にはその者の発言を制限する」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十三条第二項中「第二十八条」を「第三十条」に、「第三十条、第三十一条、前条第五項、第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十四条及び第五十条」を「第三十二条、第三十三条、前条第三項及び第五項、第四十二条、第四十四条、第四十五条、第四十八条並びに第五十五条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十二条第三項中「又は」の下に「第六項において準用する」を加え、同条第六項中「第二十三条第二項、第二十六条から前条まで、第三十四条、第三十八条から第四十条まで及び第五十条」を「第二十六条第二項、第二十八条から前条まで、第三十六条、第四十二条から第四十八条まで及び第五十五条」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十一条を第三十三条とし、第二十八条から第三十条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十七条第一項中「ともに」を「、やむを得ない理由によって、共に」に改め、同条第二項中「申立ては」の下に「、口頭審理の期日の七日前の日までに到達するように」を加え、同条第三項中「指定することができる」を「指定し、かつ、当事者にこれを通知するものとする」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十六条の見出し中「通知」を「日時等の指定及び通知」に改め、同条第一項中「通知する」を「指定し、かつ、当事者にこれらを通知する」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条を削る。

第二十四条第一項ただし書中「第五十八条」を「第六十三条」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条第二項中「ともに」を「共に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期日が最初の口頭審理の期日であるときは、人事委員会は、その者が提出した審査請求書又は準備書面に記載した事項を陳述したものとみなすことができる。

第二十三条を第二十六条とし、第二章第四節第一款中同条の前に次の一条を加える。

(審査の計画的進行)

第二十五条 当事者及び代理人並びに人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な審査の実現のため、審査において、相互に協力するとともに、審査の計画的な進行を図らなければならない。

第二十二条を第二十四条とし、第十八条から第二十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第十七条第二項中「第三条第五項」を「第三条第四項」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条を第十八条とする。

第十五条第一項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条第一項中「を打ち切る」を「の打ち切りを決定する」に改め、同項第三号中「第九条」を「第十一条第一項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 第十三条第一項の規定により、請求人から審査手続を続行することができない旨の申出があり、人事委員会が審査手続の中止を決定した場合において、申出の理由

が消滅してから三箇月以内に審査を再開したい旨の申出がないとき。

第十四条第一項に次の一号を加える。

六 請求人が審査請求を継続する意思を放棄したものと認められるとき。

第十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「を打ち切ったとき」を「の打ち切りを決定したとき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 人事委員会は、請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しない場合において、審査長又は審査員が相当の期間を置いて再度指定した期日に正当な理由がなくて出席しないときは、当該審査請求の審査の打ち切りを決定することができる。

第十四条を第十六条とする。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第十一条を削る。

第十条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(審査手続の中止)

第十三条 人事委員会は、請求人から疾病その他不定期間の故障により審査手続を続行することができない旨の書面による申出があったときは、一年を超えない範囲で審査手続の中止を決定することができる。当該中止期間が満了する場合において、なお請求人に故障がある場合も、同様とする。

2 人事委員会は、前項の決定に当たり、請求人に対し、審査手続を続行することができる理由を証する資料の提出を求めることができる。

3 請求人は、審査手続を続行できなくなった場合には、速やかに審査の再開を申し出なければならない。

4 人事委員会は、第一項の規定により審査手続の中止を決定したとき及び中止期間の満了又は請求人の故障の解消により審査の再開を決定したときは、当事者にその旨を通知するものとする。

第九条第二項中「あてて」を「宛てて」に改め、同条を第十一条とする。

第八条を第十条とする。

第七条の四第三号中「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第七条の三を第八条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則第十三条の規定は、施行日前から引き続き係属している不服申立てについて、施行日前にその審査手続の中断が決定されている場合においては、審査が再開されるまでは適用しない。

3 施行日前から係属している不服申立てに係るこの規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第二十五条に規定する場合の取扱いについては、なお従前の例による。

公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第九号

公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

公開口頭審理の傍聴に関する規則（昭和五十四年東京都人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十三日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001